

意見書案第13号

後期高齢者医療保険料の軽減特例措置に関する意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成27年9月25日提出

提出者 中間市議会議員 青木孝子

賛成者 " 宮下寛

 " 田口澄雄

後期高齢者医療保険料の軽減特例措置に関する意見書

75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度で、特例といわれる所得の低い人の保険料軽減措置を2017年度から段階的になくす方針を厚生労働省が打ち出しました。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上に上ります。保険料負担が3倍にもなる世帯が生まれるなど制度開始以来、最大規模の改悪案です。

特例は、2008年に制度が導入された際に、高齢者の負担増への国民的な批判に対して、低所得者保険料の7割軽減を最大9割軽減に広げるとした保険料軽減措置です。

そもそも後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口と医療費が増えるほど、保険料負担にはねかえる仕組みになっており、高齢者の生活実態と乖離し、負担能力を超える制度の弊害が明らかになっています。2年ごとの保険料改定のたびに保険料が引き上げられ、保険料が払えず滞納し、短期保険証を交付される人も生じています。

保険料の支払いが困難な高齢者が広がる中、軽減措置廃止という負担増を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。

よって、政府においては、現行の保険料軽減特例措置について、2017年度以降も現状どおり継続することに必要な財政上の措置を講じられるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月25日

中間市議会

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
財務大臣 麻生 太郎 様